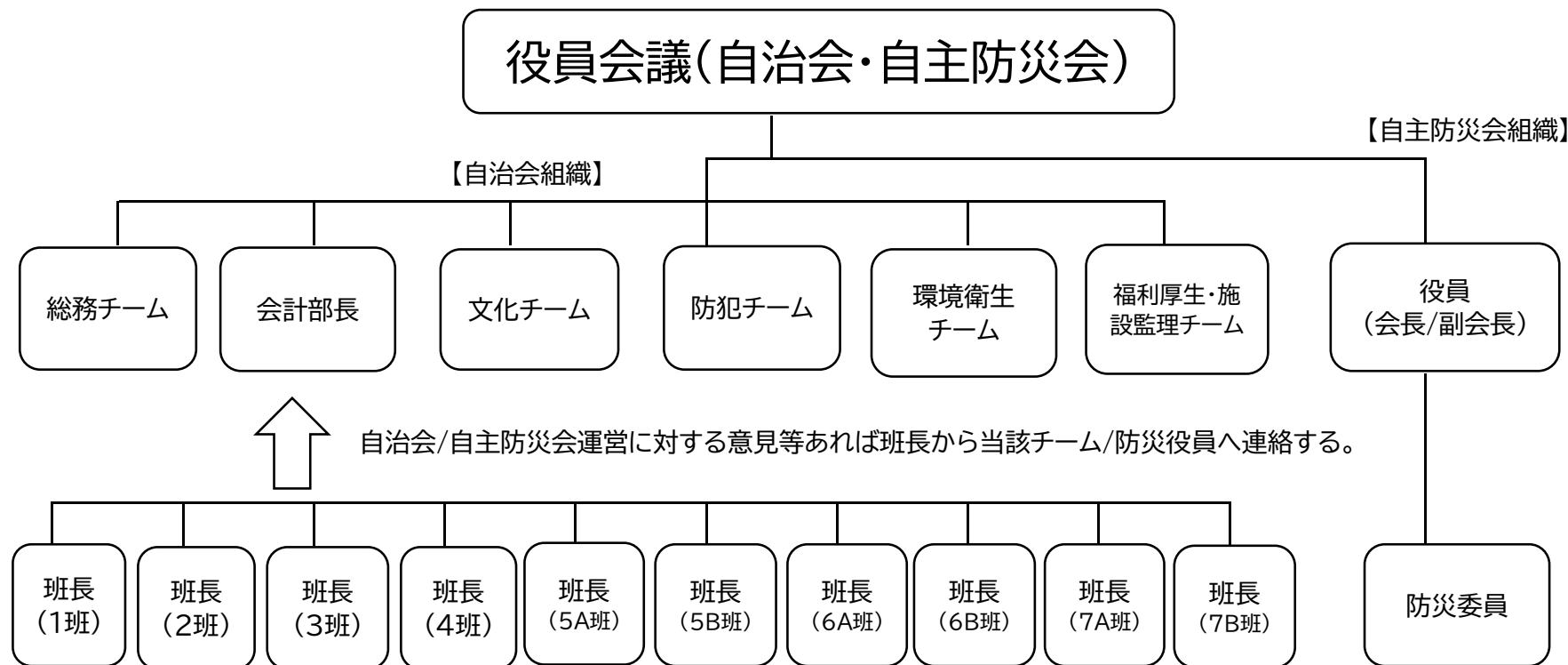


【運営組織について】



- ◆役員会議(自治会・自主防災会は、運営を協議/決定する組織とする。
- ◆役員会議への出席者は、原則、役員全員とする。
- ◆各チームは、区域内の所掌業務に対する課題解決を図ると共に改善活動を行う組織とする。
- ◆会計部長は、自治会/自主防災会の会計業務を行なう。
- ◆役員(自主防災会)は、自主防災における活動とともに、課題解決を主導する組織とする。
- ◆班長は、「班長の仕事」(別紙)を担当するとともに、班内会員の意見等を聞き取り、該当するチームへ連絡する組織とする。
- ◆防災委員は、役員の指導の下、防災設備の利用・点検等を習得するとともに、防災に対する意見等を防災役員へ提起する組織とする。
- ◆その他、主要行事の写真撮影を担当する者も役員とする。